

障害者自立支援法案に地域の声を届けよう北海道実行委員会様

2005年10月25日
日本共産党北海道委員会

「要望書」に書かれている内容は、私ども日本共産党が政府に要求し、その実現をめざしている内容とすべて一致しており、今後さらにその要望実現のために国会をはじめ地方議会などで力をつくしていく所存であります。

今回寄せられました質問項目にそってお答えをさせていただきます。

質問の1について

障害者・家族は、福祉・医療・仕事などの施策の立ち遅れで厳しい生活を余儀なくされており、施策の改善は急務です。日本共産党は、障害者の自立と社会参加に不可欠な障害者福祉サービスや育成医療・更生医療・精神障害者通院公費負担に、応益負担と大負担増を持ち込み、障害者のくらしと人権をおびやかす現在の支援制度の改悪に反対です。

政府の責任で必要な支援費予算を確保し、「予算不足」を口実とした障害者や自治体への負担と犠牲の押しつけはやめるべきです。政府は「お金でない」といいますが、日本の国内総生産にしめる障害者福祉の予算の割合はドイツの5分の1、スウェーデンの9分の1に過ぎません。公共事業費のムダ目巨額の軍事費を削れば、障害者福祉を充実させる財源は十分に確保できます。障害者が地域で自立した生活を実現できる政策をすすめます。

質問の2について

現在の障害者福祉（支援費制度）は、収入に応じた負担方式（応用負担）によって低く抑えられ、ホームヘルプや通所施設は95%の人が無料で利用しています。これを「自立支援」法案では、サービス利用は障害者が「利益」を受けることだとして「応益負担」（1割の定率負担）に改悪しています。これでは、手厚い福祉が必要な重い障害者の人ほど重い自己負担でサービスを利用しにくくなります。こうした政策は、福祉を壊すものです。働くことは、自立と社会参加にかかせません。そこに応益負担を課すことは許されません。ただでさえ低い工賃より負担が重くなり作業所への通所を止めざるを得ない障害者が多数生まれることとなります。応益負担は障害者の生活と権利を後退させるものです。

質問の3について

難病や発達障害、高次機能障害といわれる人びとなど、すべての障害者が十分な福祉サービスを受けられるよう、一刻も早く総合的な「障害者福祉法」の制定を政府に要求していきます。

質問の4について

働く権利を保障するため、法定雇用率・納付金の引き上げ、障害者の就労環境整備を義務づけるなど、現行制度を見直し、就労支援施策の前進を図ること、障害・疾患を理由にした不当な差別や解雇を禁止すること、国、地方自治体が障害者雇用の場を拡大すること

などが必要です。作業所などの福祉的就労の場の整備も必要であり、自立支援法による地域活動支援センターは、義務的経費の対象とすべきです。障害者関係予算を大幅にふやし、障害者年金の引き上げをはじめ、所得保障制度の改善をすすめることが急務と考えます。そうした制度になるように改善をすすめていきます。

質問の5について

質問されていますよに、本当に重度障害者や知的障害者、精神の障害を持つ方々の特性やニード（要求）を踏まえたものになることが肝心なことです。制度の大前提である認定のしくみさえ示さないまま、法案の審議を急ぎ、採決する与党の態度はゆるされません。

市町村審査会は、障害者の地域切勝つにつて経験や知識等が豊富にある当事者を構成メンバーにくわえることが必要です。障害者団体との合意形成による認定、障害当事者の自己決定権を尊重し、障害者の参画ができるように要求していきます。

問題は、障害程度区分判定のモデル事業での1次判定が実態を反映しておらず、2次判定での変更率が5割を越えていることです。制度利用の大前提である障害者程度区分、重度障害者へのサービス基準をはじめ重要な内容が依然しめされておらず、これまで受けてきたサービスを引き続き受けられる保証がありません。

質問の8について

法案では、精神障害者の通院費、更生医療、育成医療を「自立支援医療」として1本化し、福祉サービスの提供とともに原則1割の自己負担を求めることにしています。障害者にとって、医療保障は「命綱」として特別の意味を持っています。その医療への負担増は、障害者を医療から遠ざけ、健康の悪化を引き起こしかねないことは明らかです。今回の法案では、生命の危機においやる重大な懸念があります。国は責任をもって障害者の生命と健康に責任を負うべきです。

質問の9について

精神障害者の社会復帰に不可欠な通院公費に一律に1割負担を押しつけることはあまりにも乱暴なやり方といわざるおえません。実態に応じた対応を政府に要求し、現在の内容が後退しないようにします。

質問の10について

法案の根幹にかかわる部分はいまだに明らかにされていません。必要なサービスがこれまでと同じように確保されるために質問にありますように「障害当事者団体」など、関係の意見を厚生労働省も地方団体も十分に聴取するようにすべきです。

以上